

神戸市産前産後ホームヘルプサービス事業実施要領

(目的)

第1 神戸市養育支援訪問事業実施要綱(以下、「要綱」という。)第4条第2号に規定する、神戸市産前産後ホームヘルプサービス事業(以下、「本事業」という。)の実施について必要な事項を定める。本事業は、家事又は育児を行うことが困難な家庭にヘルパー(以下「産前産後ヘルパー」という。)を派遣し、家事及び育児を援助することを目的とする。

(対象者)

第2 産前産後ヘルパーの派遣を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、要綱第3条第1号及び第3号に定めた家庭で、家族等の協力が得られない妊婦や産後の母親および父親等、乳児の主たる養育者(以下、「養育者」という。)とする。

2 前項の規定に関わらず、以下の各号に該当する場合は派遣の対象とはしない。

- (1) 感染症のおそれがある者が対象者の家庭にいる場合
- (2) 偽り、その他不正な手段により派遣を受けようとする場合
- (3) その他、産前産後ヘルパーを派遣することが適当でないと認められる場合

(サービスの内容)

第3 派遣された産前産後ヘルパーが行う援助(以下「サービス」という。)は、次の表に掲げるもののうち、市長が必要と認めたものとする(営利事業及び各種祭事等に係るものは除く。)

区 分	サービス内容
(1) 家事援助	ア 食事の準備及び後かたづけ イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ その他必要な家事援助
(2) 育児援助	ア 授乳介助 イ おむつ交換 ウ 沐浴 エ 上の子(就学前)の世話 オ 適切な育児環境の整備

(サービス利用期間)

第4 対象者がサービスを受ける期間は、次のとおりとする。

- (1) 妊娠中(母子健康手帳交付後)
- (2) 出産後1年以内

(サービスを行う時間数及び日数)

第5 サービスを行う時間数及び日数は、次のとおりとする。

- (1) 時間数は、1回のサービスにつき2時間以内とし、1日1回とする。ただし、外出を伴うサービスを行う場合は1日連続2回とすることができる。

- (2) 回数は、第4第1号及び第2号各々10回以内とする。ただし、第4第2号において多胎児の場合は10回に育児の対象とすべき乳児の人数を乗じた回数を上限とする。

(サービスを行う日及び時間帯)

第6 サービスを行う日及び時間帯は、次のとおりとする。

- (1) サービスを行う日は祝日を除く月曜日から土曜日までとする。
- (2) サービスを行う時間帯は9時から18時までとする。

(利用の申請)

第7 サービスの利用を申請しようとするもの（以下「申請者」という。）は、派遣申請書兼情報提供同意書（様式1号）を、居住する区の区保健福祉部又は北神区役所こども家庭支援課に提出しなければならない。

2 申請者は、申請書の他に次の書類を添付するものとする。

- (1) 市県民税非課税証明書（該当する場合のみ。世帯全員）
- (2) 生活保護適用証明書（該当する場合のみ）
- (3) 母子健康手帳の写し（妊娠中の場合のみ）

3 前項第2号の書類は、証明書に該当する者から、署名による同意が得られる場合は、神戸市から関係機関への公用照会へ代えるものとし、提出を不要とする。

4 申請者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に掲げる女子又は同令第1条の2第2号に掲げる男子に該当する旨を申し出た場合は、本事業における寡婦（夫）控除のみなし適用に係る申出書とそれを証する書類を市長に提出しなければならない。ただし、令和3年6月以降に利用の申請を行う場合はこの限りでない。

(サービス内容の決定及び通知)

第8 市長は申請があったときは、面接又は訪問により生活状況を把握のうえ派遣を決定し、派遣決定通知書（様式2号）及び利用回数確認表（様式2-2号）または、派遣不承認通知書（様式3号）により申請者へ通知するものとする。また同通知書の控えを2部作成し、区保健福祉部及び北神区役所こども家庭支援課並びにこども家庭局家庭支援課でそれぞれ保管する。

2 市長は前項の通知の送付に併せ、サービス事業者に対して派遣依頼書（様式4号）により産前産後ヘルパーの派遣を依頼する。

3 サービス事業者は前項の依頼によりサービス内容を決定し、サービス内容通知書（様式5号）により申請者に通知し、写しを区保健福祉部又は北神区役所こども家庭支援課へ送付する。

(ヘルパーの派遣)

第9 サービス事業者は、市長の産前産後ヘルパー派遣の利用承認があった場合は、速やかに派遣を開始するものとする。ただし、乳児のほかに対象者が居宅しない場合は派遣しない。

(利用者の義務)

第10 第8の規定により、サービスの利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、次の各号の一に該当するときは、書面によることを原則としてサービス事業者を経由して市長に報告しなければならない。

- (1) 申請事項に変更が生じたとき
- (2) 市県民税課税状況に変更が生じたとき

(派遣の終了)

第 11 市長は、利用者の家庭（以下「支援家庭」という。）が第 2 第 2 項の各号のいずれかに該当するようになった場合は、産前産後ヘルパーの派遣及びサービスを終了する。

(サービス内容変更の連絡等)

第 12 利用者は、申請した事項に変更が生じたときは、当該利用日の 3 日前の 17 時までに電話またはファックス等の通信手段によりサービス事業者へ連絡しなければならない。

(サービス内容変更措置等)

第 13 サービス事業者は第 12 の連絡を受けたときは、当要領第 3 から第 6 の定める範囲内においてサービス内容を変更することができる。

- 2 サービス事業者は前項による変更を行った場合は当要領第 21 による毎月の報告の際に市長に変更内容を報告しなければならない。

(中止の連絡)

第 14 利用者は、サービスを中止する場合はすみやかにサービス事業者へ連絡しなければならない。

(利用料)

第 15 利用者は、別表 1 に定める額を利用に応じて各月ごとに市長の請求により支払うものとする。

- 2 利用者は、産前産後ヘルパーが生活必需品の買い物その他サービスを行う際、移動のための交通費等を必要とする場合は、当該交通費等の実費相当額を負担するものとする。
- 3 前日 17 時までに連絡せずに変更または中止した場合において、当該利用者は別表 2 に定める額を市長の請求により支払うものとする。

(事業の委託)

第 16 市長は、この事業を適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託するものとする。

(委託料)

第 17 市長は第 16 に基づき受託した事業者（以下「受託事業者」という。）に対し、別表 3 により算定した委託料を支払う。

(産前産後ヘルパーの選考)

第 18 受託事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えている者のうちから、産前産後ヘルパーを選考するものとする。

- (1) 訪問介護員、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、介護福祉士の資格を有する者又は子育てに関する事業に従事した経験のある者であること。
- (2) 心身ともに健全であること。
- (3) 家事または育児に関する援助を適切に実行する能力を有すること。

(産前産後ヘルパーの研修)

第 19 受託事業者は、産前産後ヘルパーに対して必要に応じ、資質の向上のために必要な研修を実施するものとする。

(身分証明書の携行及び履行確認)

第 20 産前産後ヘルパーは、サービスを行う際に、常に受託事業者が発行する身分証明書を携行し利用者宅の訪問時に必ず提示することとする。

2 産前産後ヘルパーは、サービスを行ったときは、その都度、産前産後ホームヘルプ実績記録票(1)(様式6号)により、利用者からサービス履行の確認を受けるものとする。

(報告及び費用の請求)

第 21 受託事業者は、産前産後ヘルパーの派遣を行った場合は、次の各号に定める書類により、当月分を翌月10日までに、こども家庭局家庭支援課に報告及び請求するものとする。

- (1) 神戸市産前産後ホームヘルプ実績記録票(1)(様式6号)
- (2) 神戸市産前産後ホームヘルプ実績記録票(2)(様式6-2号)
- (3) 神戸市産前産後ホームヘルプ月別実施報告書(様式7号)
- (4) 神戸市産前産後ホームヘルプ月別請求書(様式8号)

(帳票の整備等)

第 22 受託事業者は、事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録、その他必要と認める帳票類を整備するものとする。

2 市長は、受託事業者に対し、帳票類等の提出又はサービスの内容の確認等について、必要な調査を実施することができる。

(帳票類の保管及び廃棄)

第 23 受託事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する記録・帳票を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。また、サービス開始に至らなかった申請者の記録・帳票は、申請の日から育児援助の対象とすべき乳児が満1歳の誕生日を迎えるまで保存しなければならない。保存に際しては、所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するものとする。

2 保存年限の過ぎた帳票類を廃棄する場合は、裁断または溶解処理を確実に実施するものとする。

(個人情報)

第 24 受託事業者は神戸市個人情報保護条例(平成9年条例第40号)を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

(補則)

第 25 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要領は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は令和元年 5 月 1 日から施行する。

この要領は令和元年 7 月 1 日から施行する。

この要領は令和元年 10 月 1 日から施行する。

この要領は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1)

利用者の属する世帯区分	利用料 (サービス 1 回当たり)
1 生活保護世帯及び市県民税非課税世帯	0 円
2 その他の世帯	1, 600 円

※1 生活保護世帯とは、本事業を利用した日における生活保護法 (昭和 25 年法第 144 号) の規定による被保護世帯とする。

※2 市県民税非課税世帯とは、本事業を利用した日の前年 (1 月から 5 月末までの利用については前々年) の所得に対するその該当の有無をいうものとする。

※3 利用者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 (昭和 39 年政令第 224 号) 第 1 条第 2 号に掲げる女子又は同令第 1 条の 2 第 2 号に掲げる男子に該当する旨を申し出た場合の別表 1 における世帯区分は、利用者を地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同法第 292 条第 1 項第 12 号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額によることができる。ただし、寡夫とみなされる支給認定保護者の当該年度の初日の属する年の前年の合計所得が 500 万円を超えるときは、この限りでない。

※4 前項について、令和 3 年 6 月以降に利用申請する場合はこの限りでない。

(別表 2)

利用者都合により産前産後ヘルパーの派遣が変更・中止された場合の利用者負担額	
派遣前日の 17 時までにサービス事業者に連絡があった場合	0 円
派遣前日の 17 時までに連絡が無い場合	800 円

(別表 3)

第 17 に定める委託料 (サービス 1 回当たり)	5, 028 円
別表 2 に定める派遣前日の 17 時までに利用者より連絡が無く派遣が変更・中止された場合	837 円